

事業所ごとの派遣事業状況

2024年7月1日

株式会社セゾンパーソナルプラス

労働者派遣法第23条第5項に基づく情報提供につきまして、以下の通り提供いたします。

事業所名	株式会社セゾンパーソナルプラス 関西事業所		
派遣許可番号	派 13-011230	許可年月日	2003年3月1日

派遣労働者の数 (1日平均)	63人
派遣先事業所数	10件
派遣料金平均額 (1日8時間)	19,443円
労働者賃金平均額 (1日8時間)	13,371円
マージン率	31.2%
雇用安定措置をした人数	44名
教育訓練に関する事項	<ul style="list-style-type: none">➢ 当社で初めて派遣就業される方は、ビジネスマナーや個人情報取扱い等の、入職時研修を受講していただきます。➢ 1年以上の継続派遣就業が見込まれる方(弊社基準)は、業務スキルとビジネススキルの向上を目指し、今後のキャリア形成を考える、年次定期研修を受講していただきます。➢ 上記教育訓練は、有給で実施します。また受講者の費用負担はございません。
労働者派遣法第30条の4第1項の規定に基づく 労使協定に関する事項	<ul style="list-style-type: none">➢ 労使協定を締結しているか否か：締結済➢ 労使協定の対象となる派遣労働者の範囲：本事業所から労働者派遣契約に基づき派遣就業する派遣労働者➢ 労使協定の有効期間の終期：2025年3月31日
その他参考事項	<ul style="list-style-type: none">➢ 厚生年金保険・健康保険・雇用保険の適用があります。➢ 定期健康診断・年次有給休暇制度があります。➢ 産前産後・育児・介護休業制度があります。➢ 提携宿泊施設・飲食店が優待価格等で利用できます。

※上記情報は、前事業年度のデータに基づきます。